

2021年7月20日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋兜町9番1号
平和不動産リート投資法人
代表者名 執行役員 本村 彩
(コード番号: 8966)

資産運用会社名
平和不動産アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 平野 正則
問合せ先 企画財務部長 伊東 芳男
TEL. 03-3669-8771

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

平和不動産リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、下記の通り、規約一部変更及び役員選任に関して、2021年8月27日に開催予定の本投資法人の第18回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決定しましたので、お知らせ致します。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更について

変更理由は以下の通りです。

投信法第93条に基づき、現行規約第14条第1項において投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（互いに相反する趣旨の議案を除く。）について賛成するものとみなす旨を定めています（いわゆるみなし賛成制度）。

一方、近時の少数投資主による投資主提案に関する議論に鑑み、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられ、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造に大きな影響を与える重要な議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い重要な議案に対して、議決権を自ら行使しなかった投資主が、上記の「みなし賛成」の適用により、当該重要議案について賛成するものとみなされることは、投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断を伴わずに、その議案が可決される可能性があることとなります。

そのため、上記の観点から重要な議案、具体的には(1)執行役員又は監督役員の選任又は解任、(2)投資法人による資産の運用に係る委託契約の締結又は解約、(3)解散、(4)投資口の併合、(5)執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除という重要な議案については、所定の手続に基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合に「みなし賛成」を適用しないこととする変更を行うことが適切であるとの結論に至りました。

事前に反対の意思を表明できる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容による投信法第93条第1項及び現行規約第14条第1項に定めるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、「みなし賛成」に関する規定について変更を行うものです。（変更案第14条第3項及び第4項）

（規約一部変更の詳細については、【別紙】「第18回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

2. 役員選任について

執行役員本村彩並びに監督役員片山典之及び鈴木敏夫から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名及び監督役員2名を選任する旨の議案を提出するものです。

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年8月27日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第18条第2項の定めに基づき、執行役員の任期が満了する時までとします。

(1) 執行役員候補者

本村 彩（重任）

(2) 監督役員候補者

片山 典之（重任）

鈴木 敏夫（重任）

(3) 補欠執行役員候補者

平野 正則（新任）（注1）

(注1) 補欠執行役員候補者の平野正則は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。

（役員選任の詳細については、【別紙】「第18回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

3. 日程

2021年7月20日 第18回投資主総会提出議案の役員会承認

2021年8月12日 第18回投資主総会招集通知の発送（予定）

2021年8月27日 第18回投資主総会（予定）

以 上

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.heiwa-re.co.jp/>

2021年8月12日

投資主各位

(証券コード 8966)
東京都中央区日本橋兜町9番1号
平和不動産リート投資法人
執行役員 本村 彩

第18回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第18回投資主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使を頂き、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控え頂きますようお願い申し上げます。当日ご来場頂かなくとも、書面によって議決権を行使することもできますので、その場合には、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討頂きまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2021年8月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」の規定を次の通り定めております。

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席にならず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなし、その議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、ご留意下さいますようお願い申し上げます。

<本投資法人の現行規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬 具

- ・ 当日ご出席の投資主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・ 投資主総会終了後に開催を予定しておりました資産運用会社による「運用状況報告会」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるため、中止させて頂きます。

記

1. 日 時 2021年8月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール
3. 会議の目的事項
決議事項
 - 第1号議案 規約一部変更の件
 - 第2号議案 執行役員1名選任の件
 - 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
 - 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席頂くことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<https://www.heiwa-re.co.jp/>) に掲載致しますので、ご了承下さい。
- ◎新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染防止に向けた対応を行います。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について」をご確認頂きますようお願い申し上げます。また、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、本投資主総会の延期又は会場変更等の対応を上記ウェブサイトにて掲載致しますので、併せてご確認頂きますようお願い申し上げます。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」ですが、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことと致しました。何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年5月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人の上記ウェブサイトにてご覧頂くことができます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について

本投資法人は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の変更を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

<投資主の皆様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は、当日投資主総会にご出席頂かなくとも、書面によって行使することもできます。投資主の皆様ご自身の安全確保の観点から、投資主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会へのご出席を極力お控え頂き、同封の議決権行使書面の事前郵送により、議決権を行使することをご検討頂きますようお願い申し上げます。
- 投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、開催日時時点の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意頂き、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。
- ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方その他健康状態にご不安を感じられる方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討下さい。

<ご来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、感染防止対策の一環として、投資主様のお席並びに本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとる予定であるため、例年に比べて少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一、お席をご用意できない場合、会場内にご入場頂けない場合がございますことを、予めご了承下さい。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用の上で会場へお越し頂き、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指消毒にご協力頂きますようお願い申し上げます。ご協力を頂けない場合、会場へのご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承下さい。また、会場のある東京証券取引所ビル入館時に体温測定を実施させて頂き、検温の結果、発熱（37.5度以上）のある投資主様、咳等の症状を有する投資主様には、会場へのご入場をお断りさせて頂きますので、予めご了承下さい。加えて、本投資主総会中に体調不良と見受けられた方には、運営スタッフがお声掛けをさせて頂き、ご退席頂くようお願いする場合がございますので、予めご了承下さい。

- 本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認の上、原則としてマスクを着用した状態に対処させていただきますことを、ご理解頂きますようお願い申し上げます。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、余裕をもってお越し頂きますようお願い申し上げます。
- 本投資法人の資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことと致しました。

投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年5月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト (<https://www.heiwa-re.co.jp/>) にてご覧頂くことができます。

- 上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

投信法第93条に基づき、現行規約第14条第1項において投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（互いに相反する趣旨の議案を除く。）について賛成するものとみなす旨を定めています（いわゆるみなし賛成制度）。

一方、近時の少数投資主による投資主提案に関する議論に鑑み、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられ、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造に大きな影響を与える重要な議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い重要な議案に対して、議決権を自ら行使しなかった投資主が、上記の「みなし賛成」の適用により、当該重要議案について賛成するものとみなされることは、投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断を伴わずに、その議案が可決される可能性があることとなります。

そのため、上記の観点から重要な議案、具体的には(1)執行役員又は監督役員の選任又は解任、(2)投資法人による資産の運用に係る委託契約の締結又は解約、(3)解散、(4)投資口の併合、(5)執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除という重要な議案については、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合に「みなし賛成」を適用しないこととする変更を行うことが適切であるとの結論に至りました。

事前に反対の意思を表明できる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容による投信法第93条第1項及び現行規約第14条第1項に定めるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、「みなし賛成」に関する規定について変更を行うものです。（変更案第14条第3項及び第4項）

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第14条 (みなし賛成) 1. ~ 2. (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第14条 (みなし賛成) 1. ~ 2. (現行通り) 3. <u>前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて、この投資法人がこの投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6ヵ月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨をこの投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、この投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、この投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくはこの投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しないものとします。</u> <u>(1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任</u> <u>(2) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の締結又は解約</u> <u>(3) 解散</u> <u>(4) 投資口の併合</u> <u>(5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u> 4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しないものとします。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員本村彩から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第18条第1項第一文但書の規定を適用し、選任される2021年8月27日から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

なお、本議案は、2021年7月20日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
もとむらあや 本村彩 (1978年11月22日生)	2002年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野・常松法律事務所入所	0
	2008年5月	Columbia Law School卒業	
	2008年9月	Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP出向	
	2009年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録	
	2009年7月	金融庁総務企画局（現企画市場局）市 場課出向	
	2013年10月	稲葉総合法律事務所パートナー（現 任）	
	2013年12月	一般社団法人環境不動産普及促進機構 運営審査委員会・投資審査委員会委員 （現任）	
	2014年3月	イオン・リートマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会外部委員（現 任）	
	2019年6月	伊藤忠テクノソリューションズ株式会 社社外取締役（現任）	
2019年8月	平和不動産リート投資法人執行役員 （現任）		

(注1) 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

(注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を

保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年8月27日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第18条第2項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2021年7月20日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

補欠執行役員候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
ひらのまさのり 平野 正 則 (1967年7月18日生)	1991年4月 2010年6月 2011年6月 2012年6月 2015年6月 2018年6月 2020年6月	平和不動産株式会社入社 同社賃貸事業本部ビル開発グループ リーダー 同社賃貸事業本部ビルリーシンググ ループリーダー 同社総務企画本部企画財務グループ部 長 平和不動産アセットマネジメント株式 会社取締役投資運用本部長兼不動産投 資部長 同社取締役業務企画本部長兼業務管理 部長 同社常務取締役業務企画本部長 同社代表取締役社長（現任）	22

- (注1) 上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、投資口累積投資制度を利用することにより、2021年5月31日付で22口（1口未満切り捨て）所有しております。
- (注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員片山典之及び鈴木敏夫の両名から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において、改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案における監督役員の任期は、現行規約第18条第1項第一文但書の規定を適用し、選任される2021年8月27日から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

監督役員候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	所有投資口数 (口)
1	かた やま のり ゆき 片山 典之 (1964年10月28日生)	1990年4月 弁護士登録 長島大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所 1996年8月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1996年10月 東京シティ法律事務所（現シティニューワ法律事務所）入所 2000年1月 同事務所パートナー 2000年9月 三井不動産株式会社証券化推進部非常勤リーガルカウンセラー 2003年2月 シティニューワ法律事務所パートナー（現任） 2004年10月 ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社監査役（非常勤）（現任） 2006年4月 明治大学ビジネススクールグローバル・ビジネス研究科兼任講師（現任） 2013年6月 SIA不動産投資法人（現Oneリート投資法人）監督役員 2014年6月 日産化学株式会社監査役（非常勤）（現任） 2017年8月 平和不動産リート投資法人監督役員（現任） 2018年4月 日本電解株式会社監査等委員である社外取締役（現任） 2019年3月 株式会社リブセンス社外監査役（現任） 2021年6月 アイダエンジニアリング株式会社社外監査役（現任）	0

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
2	鈴木 敏夫 (1957年4月18日生)	1985年9月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社	0
		1988年8月	公認会計士登録	
		2000年5月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）社員	
		2005年5月	同監査法人代表社員（現パートナー）	
		2019年7月	公認会計士鈴木敏夫事務所開設、代表（現任）	
		2019年8月	平和不動産リート投資法人監督役員（現任）	
		2020年12月	三井住友D S アセットマネジメント株式会社UD S クリーンエナジー2014投資事業有限責任組合投資委員会委員（現任）	
		2021年6月	朝日信用金庫監事（非常勤）（現任）	

（注1）上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間には特別の利害関係はありません。

（注2）上記監督役員候補者は、いずれも現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

（注3）本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記監督役員候補者兩名は、現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

参考事項

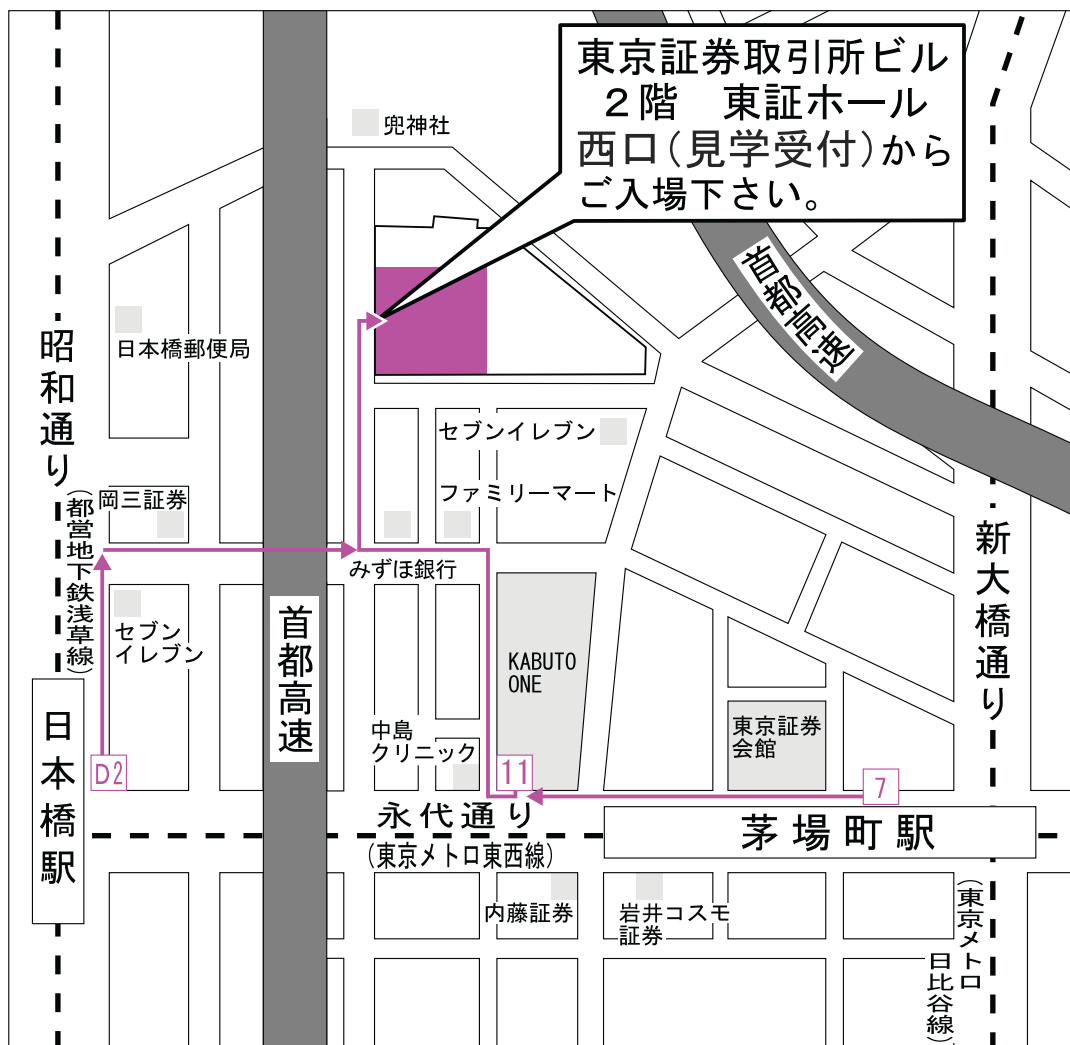
本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

お願い

- ご入場の際に、サーモグラフィーカメラによる検温、警備員による金属探知機の検査があります。検温で37.5度以上の発熱が認められた投資主様、そのほか、発熱、咳等の新型コロナウイルス感染を疑わせる症状がある投資主様はご入館頂くことができませんので、予めご了承下さいますようお願い申し上げます。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。
- 投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承下さいますようお願い申し上げます。